

大分大学研究マネジメント機構研究支援センター R I 管理部門利用内規

令和 3 年 9 月 2 8 日制定

令和 3 年内規第 1 3 号

(趣旨)

第 1 条 この内規は、大分大学研究マネジメント機構研究支援センター細則（令和 3 年細則第 2 7 号）第 3 条第 2 項の規定により、大分大学研究マネジメント機構研究支援センター R I 管理部門放射線障害予防規程（令和 3 年規程第 3 1 号。以下「予防規程」という。）に定めるもののほか、大分大学研究マネジメント機構研究支援センター R I 管理部門（以下「R I 管理部門」という。）の利用方法及び利用手続等に関し必要な事項を定める。

(R I 管理部門の利用)

第 2 条 R I 管理部門の利用は、次の各号に定めるところによる。

- (1) R I 管理部門を利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ利用を開始する日の 1 週間前までに所定の実験計画書を R I 管理部門に提出し、部門長の承認を得なければならない。
- (2) R I 管理部門の利用期間は、利用を開始する日の属する年度の末日までとする。
- (3) 第 1 号の規定は、実験計画書の記載内容を変更する場合に準用する。
- (4) 部門長は、利用者の登録に当たり、予防規程第 2 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する教育及び訓練並びに同規程第 2 6 条第 1 項から第 3 項に規定する健康診断について、それぞれ完了していることをあらかじめ確認する。

(利用日及び利用時間)

第 3 条 R I 管理部門の利用日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する祝日並びに 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（以下「休日」という。）を除く日とする。

2 R I 管理部門の利用時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

3 前二項の規定にかかわらず、部門長が必要と認める場合は、休日及び利用時間外に利用することができるものとする。

(時間外の利用)

第 4 条 前条第 3 項の規定により R I 管理部門を利用する場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 午後 5 時 1 5 分以降に利用する場合は、利用当日の午後 3 時までに所定の時間外利用許可願を R I 管理部門に提出し、部門長の承認を得るものとする。
 - (2) 午前 8 時 3 0 分以前及び休日に利用する場合は、前日（その日が休日の場合は、その前日）の午後 3 時までに所定の時間外利用許可願を R I 管理部門に提出し、部門長の承認を得るものとする。
- 2 利用者は、火災、盗難、汚染及び被ばく等の事故防止に努めるとともに、退出時には消灯、戸締り等の点検を行わなければならない。

(管理区域に係る遵守事項)

第 5 条 利用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理区域の出入りは、R I 管理部門専用の利用許可証を用いて行うこと。
- (2) 管理区域に立ち入るときは、所定の実験衣及び履物を着用すること。
- (3) 管理区域に立ち入るときは、ガラスバッジ等の個人被ばく線量計を装着すること。
- (4) 管理区域を退出するときは、手洗い及び汚染検査を実施し、履物及び実験衣を所定の位置に返却すること。
- (5) 前号において汚染が認められたときは、手洗い等の除染を行った上、実験衣等については利用者の責任において洗濯等の除染をすること。
- (6) 業務従事者以外であって一時的に管理区域に立ち入るもの（以下「一時立入者」とい

う。)は、あらかじめ所定の管理区域一時立入願を提出し、主任者の承認を得なければならない。

- (7) 一時立入者は、主任者及び管理区域の責任者が放射線障害の発生を防止するために行う指示に従うとともに、入退室に関する記録を記帳しなければならない。

(放射性同位元素の購入等)

第6条 放射性同位元素の購入及び譲受は、第2条第1号に規定する実験計画書に基づいて承認された種類及び数量の範囲内とする。

(放射性同位元素等の使用)

第7条 予防規程第17条第1項第1号の規定により、密封されていない放射性同位元素の使用は作業室において行い、放射性同位元素等使用承認書のとおり、1日最大使用数量、3月間使用数量及び年間使用数量を超えてはならない。

- 2 前項に規定するもののほか、動物の飼育に使用できる放射性同位元素の種類及び数量は、放射性同位元素等使用承認書のとおり、1日最大使用数量、3月間使用数量及び年間使用数量を超えてはならない。

- 3 ガンマ線照射装置は、延使用時間数が1週間当たり30時間を超えて使用することはできないものとする。

- 4 放射性同位元素の使用及び保管並びに廃棄物の処理に当たり、密封されていない放射性同位元素の使用、保管、廃棄等必要な事項を記録するものとする。

(放射性同位元素等の保管)

第8条 密封されていない放射性同位元素は、所定の容器を使用し、貯蔵室に保管しなければならない。

- 2 密封された放射性同位元素は、装着された照射装置から取り出してはならない。

(動物の飼育管理)

第9条 動物の飼育及び管理は、国立大学法人大分大学動物実験規程(平成19年規程第91号)を遵守し、利用者が行うものとする。

- 2 動物は、動物飼育室の動物飼育フード内で飼育しなければならない。

(機器及び器材等の搬入等)

第10条 機器及び器材等を搬入する場合は、管理区域の責任者の承認を得て、必要最小限度のものとする。

- 2 機器及び器材等には、所有者を明記し、保守管理は、所有者の責任において行うものとする。

- 3 機器及び器材等を搬出する場合は、汚染が無いことを確認しなければならない。

(実験台の利用)

第11条 利用者は、あらかじめ所定の実験台一時使用願により、管理区域の責任者の承認を得て使用するものとする。

- 2 利用者は、実験台及びその周辺を適宜、整理整頓すること。

(経費の負担)

第12条 放射性同位元素及び実験用品の購入並びに動物の飼育等に係る経費は、利用者の負担とする。

(個人被ばく線量の測定)

第13条 予防規程第24条第2項に規定する外部被ばくによる線量の測定は、ガラスバッジ等の個人被ばく線量計を用いて行い、胸部(女子にあっては腹部)について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については1センチメートル線量当量)について測定する。ただし、一時立入者について外部被ばく線量が100マイクロシーベルト

を超えるおそれのないときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。
- 3 予防規程第24条第5項に規定する内部被ばくによる線量の測定に係る計算は、3月間の非密封放射性同位元素の累積使用数量及び排気設備の総排気量を用いて行う。ただし、一時立入者であって内部被ばく線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときは、この限りでない。
- 4 予防規程第24条第7項に規定する手、足等の人体部位の表面の測定は、ハンドフットクロスモニタ等の放射線測定器を用いて行う。
- 5 予防規程第24条第7項により、測定部位が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染した場合は、その除去に努めなければならない。この場合において、当該汚染を容易に除去することができないときは、汚染の状況を記録し、R I 管理部門に報告する。

(健康診断の結果の保存場所)

- 第14条 予防規程第26条第5項に規定する健康診断の結果の保存場所は、挾間キャンパスとする。

(放射線施設の点検項目)

- 第15条 予防規程第15条第1項に規定する放射線施設の維持管理に係る点検項目は、別表第1のとおりとする。
- 2 予防規程第15条第2項に規定する財務部施設管理課長による放射線施設の点検項目は、別表第2のとおりとする。

(危険時等の対応)

- 第16条 予防規程第31条に規定する放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある事態が確認された場合は、別表第3に規定する緊急の応急措置を講じる。
- 2 予防規程第29条第1項及び第34条第1項に規定する災害、事故等の場合の連絡体制は、別図のとおりとする。

(利用の禁止等)

- 第17条 部門長は、利用者がこの内規及び管理区域の責任者が行う指示等を遵守せず、他に著しく迷惑を及ぼした場合は、利用者に注意を与え利用を制限し、又は利用禁止の措置を講ずることができる。

(帳簿の保存場所)

- 第18条 予防規程第28条第3項に規定する帳簿の保存場所は、R I 管理部門とする。

(評価改善に係る点検項目)

- 第19条 予防規程第33条第1号に規定する放射線安全管理業務の評価改善のための点検項目は、別表第4のとおりとする。

(弁償責任)

- 第20条 利用者は、故意又は重大な過失によりR I 管理部門の設備、機器等を破損し、又は紛失した場合は、その損害に相当する額を弁償しなければならない。

(雑則)

- 第21条 この内規に定めるもののほか、R I 管理部門の利用方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和3年10月1日から施行する。

2 大分大学全学研究推進機構研究支援分野 R I 実験部門利用内規（平成 16 年 4 月 1 日）は、
廃止する。

附 則（令和 5 年研究マネジメント機構内規第 1 号）
この内規は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 15 条関係）

放射線施設の点検（自己点検）

点 検 項 目	点 検 事 項
[共通事項]	
1 遮蔽等	施設内の人の常時立ち入る場所，管理区域の境界，事業所内の人の居住区域
2 管理区域	設置，管理区域の境界区画物，標識
3 記帳及び保管の確認	予防規程 28 条第 1 項に規定する事項
4 電源設備，給排気設備，給排水設備	
[使用施設]	
1 密封されていない放射性同位元素使用施設	
（1）汚染検査室	位置等，構造，表面材料，洗浄設備，更衣設備，除染器材，測定器，標識，注意事項の提示
（2）作業室	構造，表面材料，フード，流し，換気，標識，注意事項の提示
2 密封された放射性同位元素（放射線照射装置）	
使用室	自動表示装置，インターロック，監視カメラ，入退セキュリティ，格子，その他安全装置，標識，注意事項の提示
[貯蔵施設]	
貯蔵室，貯蔵箱	貯蔵容器，貯蔵能力，標識，注意事項の提示
[廃棄施設]	
保管排気設備	位置等，保管廃棄容器，標識，注意事項の提示

別表第 2（第 15 条関係）

放射線施設の点検（給排水設備，給排気設備等の点検）

点 検 項 目	点 検 事 項
[共通事項]	
1 位置，主要構造部	地崩れ，浸水の恐れ，周囲の状況，耐火構造，不燃材の使用
2 遮蔽等	構造，材料，寸法
3 電源設備，給排気設備，給排水設備	
[使用施設]	
1 密封されていない放射性同位元素使用施設	
（１）汚染検査室	構造，表面材料，洗浄設備
（２）作業室	構造，表面材料，フード，流し，換気
2 密封された放射性同位元素（放射線照射装置）	
使用室	自動表示装置，インターロック，その他安全装置

別表第3（第16条関係）

応急措置の内容

担当者	応急措置
学長	1 緊急時の対応を統括的に管理 2 関係者への適切な指示の実施 3 緊急時対策本部の設置及び解散 等
本部長	1 緊急事態に係る情報収集，分析及び必要な措置の実施 2 周辺住民及びマスコミへの対応 3 関係職員に緊急対応措置の指示 等
部門長	1 災害による被害及び応急措置の速やかな学長への報告 2 所轄の警察署，消防署又は労働基準監督所等への通報 3 原子力規制委員会へ報告 等
主任者	1 被害の拡大に備えた放射線測定器，資機材等の事前準備 2 個人線量計，被ばく防止のための防護具等の装備 3 原子力規制委員会への報告 等
部門管理室員	1 被害の拡大に備えた放射線測定器，資機材等の事前準備 2 個人線量計，被ばく防止のための防護具等の装備 3 施設内及び付近にいる者への避難警告 等
緊急作業員	1 放射性同位元素の隔離 2 汚染の拡大防止 3 汚染の除去及び所定の表示 等

別表第4（第19条関係）

業務の改善

点 検 項 目	点 検 事 項
[記録]	
1 被ばく管理	外部被ばくの記録，内部被ばくの記録，人体部位表面の汚染等の記録，実効線量及び等価線量の算定記録
2 場所の測定	放射線量の測定の記録，汚染状況の測定記録
[記帳]	
1 密封されていない放射性同位元素	受入れ・保管・払出しの帳簿，使用の帳簿，運搬の帳簿，廃棄の帳簿
2 密封された放射性同位元素（放射線照射装置）	受入れ・保管・払出しの帳簿，使用の帳簿，運搬の帳簿，廃棄の帳簿
3 施設の点検	密封されていない放射性同位元素使用施設における帳簿，密封された放射性同位元素使用施設における帳簿

別図（第16条関係）

連絡体制

